さいたま市告示第１７３１号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、告示の日より１５日間、さいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和８年１１月１２日

さいたま市長　清　水　勇　人

道路の種類　市道

路線名	区間	変更前 変更後	幅員(m)	延長(m)
４　１　２　８　０　号　線	さいたま市西区大字西遊馬字谷中道上 4510 番 2 地先 ～ さいたま市西区大字西遊馬字吾庵 3193 番 1 地先	前	2.70 ～ 2.80	165.14
	さいたま市西区大字西遊馬字谷中道上 4510 番 2 地先 ～ さいたま市西区大字西遊馬字吾庵 3193 番 1 地先	後	4.00 ～ 4.00	165.14